（その1）

受付 7年3.28 高知県選挙管理委員会

収　支　報　告　書

令和 6 年分

（令和　年　月　日開催分）

（ふりがな）
1 政治団体の名称 まことの会（かい）

2 主たる事務所の所在地 高知市朝倉南町4-47-8
岡崎方

3 代表者の氏名 岡崎誠也

4 会計責任者の氏名 伊野部京子

（事務担当者の氏名 伊野部京子
（電話） 088-840-0555
（電話）

政治団体の区分	
□ 政党	□ 政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体
□ 政党の支部	☑ その他の政治団体
□ 政治資金団体	□ その他の政治団体の支部

活動区域の区分	
□ 2以上の都道府県の区域等	☑ 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無	
☑ 有	
□ 無	
公職の種類（現職・候補者の別）	高知市長（候補者）
資金管理団体の届出をした者の氏名	岡崎誠也

国会議員関係政治団体の区分	
□ 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体	
□ 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体	
公職の候補者の氏名（現職・候補者の別）	

資金管理団体の指定の期間
令和　年　月　日から
令和　年　月　日まで

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間
令和　年　月　日から
令和　年　月　日まで

(その2)

収　支　の　状　況

1 収支の総括表

		十億	百万	千	円
収入総額	＝(前年からの繰越額)＋(本年の収入額)＝				0
(前年からの繰越額)	＝前年の収支報告書の「翌年への繰越額」＝				0
(本年の収入額)	＝用紙(その2)から(その6)までの合計＝				0
支出総額	＝用紙(その13)の「合計」欄の金額＝				0
翌年への繰越額	＝(収入総額)－(支出総額)＝				0

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費					
金額	十億	百万	千	円	
員数	人				

(2) 寄附					
ア 寄附(イを除く。)の区分	金額				備考
	十億	百万	千	円	
(ア) 個人からの寄附				0	
(うち特定寄附)				0	
(イ) 法人その他の団体からの寄附				0	
(ウ) 政治団体からの寄附				0	
小計 ((ア)＋(イ)＋(ウ))				0	
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)				0	
イ 政党匿名寄附				0	
合計 (ア＋イ)				0	

（その13）

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表

項目	金額	備考
1 経常経費 (1) 人件費	十億 百万 千 円	
(2) 光熱水費		
(3) 備品・消耗品費		
(4) 事務所費		
小計	0	
2 政治活動費 (1) 組織活動費		
(2) 選挙関係費		
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費		（ア＋イ＋ウ＋エ）
ア 機関紙誌の発行事業費		
イ 宣伝事業費		
ウ 政治資金パーティー開催事業費		
エ その他の事業費		
(4) 調査研究費		
(5) 寄附・交付金		
(6) その他の経費		
小計	0	
合計	0	

注：政治活動費の各項目については、それぞれ（その15）が必要です。
資金管理団体及び国会議員関係政治団体は、経常経費（人件費を除く。）の各項目については、それぞれ（その14）が必要です。

（その17）

資　産　等　の　状　況

1　資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備考
ア　土地	□	✓	
イ　建物	□	✓	
ウ　建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	□	✓	
エ　取得の価額が１００万円を超える動産	□	✓	
オ　預金（普通預金及び当座預金を除く。）又は貯金（普通貯金を除く。）	□	✓	
カ　金銭信託	□	✓	
キ　有価証券	□	✓	
ク　出資による権利	□	✓	
ケ　貸付先ごとの残高が１００万円を超える貸付金	□	✓	
コ　支払われた金額が１００万円を超える敷金	□	✓	
サ　取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	□	✓	
シ　借入先ごとの残高が１００万円を超える借入金	□	✓	

注：政治団体が所有する資産の有無を記載してください。

（その20）

宣　　誓　　書

添　付　書　類（別添のとおり）

1. 領 収 書 等 の 写 し
2. 監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）
3. 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和　7　年　3　月　27　日

政治団体の名称　まことの会

会計責任者の氏名　伊野部京子

（解散時のみ記載）
代表者の氏名

＊会計責任者及び代表者の氏名欄は、記名押印又は署名とし、署名の場合は必ず会計責任者本人及び代表者本人が自署すること。